

通信教育（金融検定協会資産査定 3 級検定試験対応コース）実施業務

通信教育（金融検定協会資産査定 3 級検定試験対応コース）実施業務について、以下の要領で公募する。

1 調達の内容

別紙「仕様書」のとおり。

2 参加資格

- (1) 別紙「仕様書」項番 3「通信教育の内容」記載の通信教育を実施できること。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 個人情報等管理体制が確立されていること。
- (4) 次の各項に該当しない者であること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (ト) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - ハ イに該当する者を入札代理人として使用する者。
 - ニ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 参加申込方法

参加を希望する者は、平成 30 年 6 月 28 日（木）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及

び項番4に示す提出書類を項番5の申込先に提出すること。

4 提出書類

- (1) 別紙「仕様書」項番3「通信教育の内容」の全ての項目を実施できることを証明する書類
(書式は任意。項番3の(1)～(7)の項目ごとに証明すること。)
 - (2) 見積書(書式:任意)
 - (3) 参加資格があることを証明する書類
 - イ 法人登記簿謄本
 - ロ 財務諸表(直近2期分)
 - ハ 法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)又は同(その3の2)若しくは同(その3の3)
 - ニ 個人情報等管理体制確認書(別添2)
 - ホ 誓約書(別添3)
- ※ イ、ロ及びハは、平成28・29・30年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

5 問い合わせ・申込先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号(大手町フィナンシャルシティノースタワー)

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課(担当:佐伯)

電話:03-3270-1552

以上

通信教育（金融検定協会資産査定 3 級検定試験対応コース）実施業務

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫が平成 30 年 6 月 14 日付けで公告した「通信教育（金融検定協会資産査定 3 級検定試験対応コース）実施業務」の公募に参加することを希望します。

平成 年 月 日

会社名	
代表者名	代表者印
住所	〒 -
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 メール アドレス	

個人情報等管理体制確認書（記載例）

項目	内容
会社の概要	<p>会社名 株式会社〇〇〇〇</p> <p>代表者氏名 〇〇 〇〇</p> <p>従業員数 〇〇名</p> <p>所在地 東京都〇〇区〇〇町1-2-3</p> <p>概要</p> <p>(1) 沿革 昭和〇年〇月創業</p> <p>(2) 資本金 金1億円</p> <p>(3) 事業内容 情報通信業</p> <p>(4) その他 プライバシーマーク認証番号 〇〇〇〇</p>
受託業務の担当人員等	担当部署 金融担当第〇部 担当人員 5人
個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。	個人情報等の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報等を取扱えないことを規定しています。また、個人情報等データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。
個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。	担当部の部長が、個人情報等の取扱状況について年1回点検すること、監査委員会を設置し、監査委員長が年1回監査することを規定しています。
再委託に係る規定が整備されていること。	個人情報等の取扱いを外部業者に委託する場合は、委託先を弊社で定める選定基準に従って選定し、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。	【個人情報等の管理の責任者： 代表取締役 〇〇 〇〇】
従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。	全従業員及び派遣職員から情報の非開示に係る誓約書を受けています。
個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。	<p>平成〇年〇月〇日、当社従業員が出張中に、顧客情報〇〇件を含むデータを収録したフロッピーディスクの盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。</p> <p>事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
その他、経営の健全性の確保のために実施していること。	<p>安全管理を推進するために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。</p> <p>就業規則において、法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。</p>

上記のとおり相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

代表者印

【個人情報及び顧客情報を取り扱う業務の受託条件】

- ・個人情報及び顧客情報（以下「個人情報等」という。）の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・個人情報等の安全管理に係る取扱い規定が整備されていること。
- ・個人情報等の取扱い状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・再委託に係る規定が整備されていること。
- ・取締役、執行役その他の業務執行に責任を有する者が個人情報等の管理の責任者であること。
- ・従業員と個人情報等の非開示契約がなされていること。
- ・個人情報等の漏えいが生じていないこと又は漏えいが生じた後、適切な防止策を実施し、再発のおそれがないと認められること。
- ・経営の健全性が認められること。

別添3
平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「通信教育（金融検定協会資産査定3級検定試験対応コース）実施業務」に係る公募（平成30年6月14日付け公告）に関し、下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用する者。
 - (4) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

以上

仕様書

- 1 件名
通信教育（金融検定協会資産査定3級検定試験対応コース）実施業務
- 2 目的
株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の若手職員等に対し、資産査定検定3級相当の査定知識の習得を図るため、通信教育を受講させる。
- 3 通信教育の内容
 - (1) 教材、添削課題等
教材、添削課題等（以下「教材等」という。）は、資産査定初学者が資産査定3級検定を段階的に学習することができるよう次のとおりとする。
 - イ テキスト
資産査定3級検定の知識習得、受験に対応し、以下の内容を含むものとする。
 - (イ) 資産査定の基礎知識
 - (ロ) 資産査定の基準（中小・零細企業の資産査定／貸出条件緩和債権資産査定 等）
 - (ハ) 資産査定の実務（自己査定の業務フローとスケジュール 等）
 - ロ 添削課題
受講期間中、合計3回とする。
 - (2) 受講者数
146名（予定）
なお、確定受講人数、受講者名及び教材等送付先を記載した通信教育受講者名簿は、契約締結後、受講開始日の2週間前までに交付する。
 - (3) 受講期間
平成30年9月1日から平成30年11月30日まで
 - (4) 在籍期間
平成30年9月1日から平成31年1月31日まで
 - (5) 教材等の送付
平成30年8月31日までに、各受講者あて教材等一式を送付するものとする。
 - (6) 学習指導等
 - イ 学習指導
前(1)ロに定める課題の添削指導を通じて受講者の学習指導を行うほか、「質問票」（様式適宜）を受講者に交付し、受講者からの質問に対して書面をもって回答するものとする。
 - ロ 修了証の交付
受講者が受講期間内にすべての添削課題を提出し、一定以上の成績を修めたときは、受講者に修了証を交付する。
 - (7) 成績報告
契約期間中毎月1回以上、全受講者の課題提出日、得点及び修了状況を記載した成績一覧表をもって公庫に報告する。

以上